

「STOP THE 格差社会! 暮らしの底上げ実現」

労働者保護ルールの改悪反対に向けた集会を開催します!

国会で審議される労働者派遣法の改正など、労働者保護ルール改悪の動きは、長い年月をかけて働く人を保護するために整備されてきた基本的な法制度を、根本から変えようとするものです。

働く人の9割が雇用労働者である日本の社会では、企業にとって都合のよい「働かせ方」「辞めさせ方」を認めていくことは、不安定な雇用環境を、さらに不安定にする危険性があります。

政府が進める労働者保護ルールの改悪は、非正規で働くことを余儀なくされている人はもとより、正社員を含めたすべての働く人にとって大きな影響を及ぼす重大な問題です。

連合三重は、より多くの働く仲間と危機感・問題意識を共有し、労働者保護ルール改悪阻止に向けた集会を行います。積極的なご参加をお願いします。

働く人すべてに
与える影響の
大きさを考えよう!



と き / 5月27日(火) 18:20~19:30

場 所 / 三重県総合文化センター 小ホール

- 内 容 /
- 5・27中央総行動・全国統一集会をインターネット中継
 - 「労働者保護ルール改悪、労働者派遣法改正」の状況報告
 - 講演「最低賃金引上げに向けた取り組み」

連合は、労働者保護ルールの改悪に断固反対します!

「正社員ゼロ、
残業代ゼロ、
クビ切り自由」に

異議あり!



STOP
THE
格差社会!
暮らしの
底上げ
実現。

雇用のルール

雇用のあり方は、憲法、民法、労働契約法、労働基準法などの趣旨から、「期間の定めのない直接雇用」であることが原則です。

解雇のルール

解雇は、労働契約法第16条によって、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したもとして、無効となるのが原則です。

労働時間のルール

「1日8時間、1週間40時間、時間外労働等への割増賃金支払い」ということが基本原則です。

「2014春季生活闘争情勢報告会」 「労働者保護ルールの改悪反対集会」を開催

連合三重は4月12日、三重県勤労者福祉会館において構成組織・地協から96名が参加し「2014春季生活闘争情勢報告会」と「労働者保護ルールの改悪反対集会」を開催しました。

「2014春季生活闘争情勢報告会」では、要求・妥結状況について連合三重集計結果(4月12日現在)の内容を発表しました。続いて、中小地場組合報告としてゴム連合クレハエラストマー労働組合の伊藤執行委員長から要求の組み立てから妥結に至るまでの取り組み、構成組織報告としてJAM東海の井上副書記長からJAM東海の春闘方針、加盟する組合の交渉状況等について紹介を頂きました。

「労働者保護ルール改悪反対集会」では、「成長戦略」の名の下に安倍政権が「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどの議論を労働者側の意見を聞かずに進めていることの報告と、連合としての対応について連合本部の新谷総合労働局長から講演を頂きました。



連合三重として、労働者保護ルールについては改悪阻止に向けて、引き続き県民へ訴えかける取り組みを強化していきます。



▲三重労使会議で経営側に意見を述べる土森会長

今こそ賃上げ、 デフレから脱却!

春季生活闘争は、働く人すべてにとって極めて重要な闘いです。

連合三重は、所得向上を起点とした経済の好循環や安心社会を実現するため、運動の両輪である「賃金・労働条件の改善」と「政策・制度の実現」に向け、県や労働局、各経営者団体への要請を実施しています。

他にも、三重県雇用懇話会や三重県地方労働審議会をはじめとする国・県の各種議会に参画し、雇用の維持、障がい者・若年者雇用

対策、中小企業支援などに、労働者の視点から意見反映を行っています。

今後も連合三重は、産別・単組・組合員の仲間の皆さんの代表として「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて声を上げていきます。

賃金・労働条件



政策制度



労働組合と連合三重の
「運動の両輪」

将来不安を払拭し、暮らしの底上げをはかる

2014春季生活闘争 回答集計結果 (4月14日現在)

○賃金引き上げ

平均賃金方式(すべて組合員数による加重平均)

平均賃金方式	2014回答(2014年4月14日集計)			昨年対比	2013回答(2013年4月12日集計)		
	集計組合数	引き上げ額	引き上げ率		集計組合数	引き上げ額	引き上げ率
	集計組合員数				集計組合員数		
	2,510組合 2,013,352人	6,381円	2.18%	1,239円 0.41ポイント	2,314組合 1,591,406人	5,142円	1.77%
300人未満	1,623組合 165,677人	4,651円	1.91%	533円 0.25ポイント	1,494組合 149,007人	4,118円	1.66%
300人以上	887組合 1,847,675人	6,534円	2.20%	1,286円 0.42ポイント	820組合 1,442,399人	5,248円	1.78%

※2014年と2013年で集計対象組合が異なるため、「引き上げ額」と「引き上げ率」の昨年対比は整合しない。

〈参考〉 昨年と同一組合 (2年連続報告) での比較	2014回答(2014年4月14日集計)			昨年対比	左記2014回答組合の2013回答	
	集計組合数	引き上げ額	引き上げ率		引き上げ額	引き上げ率
	集計組合員数					
	2,168組合 1,757,536人	6,480円	2.21%	1,235円 0.41ポイント	5,245円	1.80%
300人未満	1,409組合 142,664人	4,723円	1.94%	726円 0.31ポイント	3,997円	1.63%
300人以上	759組合 1,614,872人	6,635円	2.24%	1,280円 0.42ポイント	5,355円	1.82%

お知らせ

～三重の障がい者が作ったすぐれた品々～ 商品カタログが発刊されました。

障がいがある人が、通所しながら日常生活や社会生活の自立を目指す社会参加の一つとして、様々な商品づくりに取り組んでいます。

今回、その商品を紹介する一つのツールとして、「障がい者就労支援事業所等商品カタログ」が発行されました。

このカタログでは、商品の内容量や価格など基本的な情報、製作風景や事業所の想いなどもくわしく掲載されています。

「社会は互いに支えあうことで成り立っている」そんな関係をより多くの方と共有し、社会を築き上げるため、障がい者の方々が携わっている商品の素晴らしさを多くの方に知っていただき、利用していただくようお願いします。



三重県 障がい者就労支援事業所等 商品カタログ

～三重の障がい者が作った優れた品々を集めました～



三重県





6月10日・11日

「女性のための全国一斉労働相談」

～STOP! セクハラ・パワハラ・マタハラ～

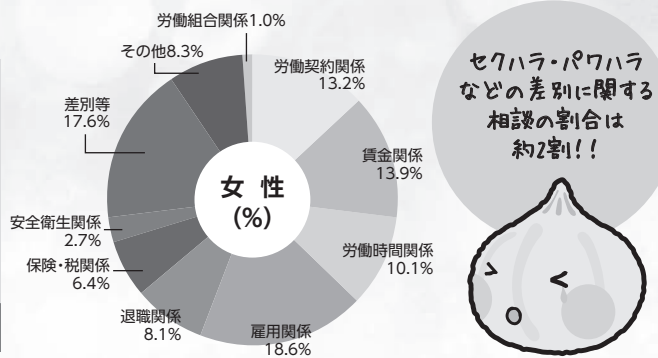


「女性の活用」が掲げられるなか、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などで働きながら妊娠・出産をするための権利が定められているにもかかわらず、法律や制度の認識は低く、社会は追いついていません。

連合では、6月の「男女平等月間」に合わせて、6月10日、11日に「女性のための全国一斉労働相談」を行います。働く女性の相談のニーズに対応した全国相談ダイヤルを開設します。女性アドバイザーが対応しますので、お気軽にご利用ください。

実施日時：6月10日(火)～11日(水)
 10時～19時
実施場所：連合三重事務所
電話番号：☎ 0120-154-052
 携帯電話からもOK

連合「なんでも労働相談」女性からの相談内容
 (2013年1～9月)



これまでの相談事例

パワーハラスメント

ハローワークの紹介で現在の会社に一般事務として入社し5ヶ月目。営業男性はいつも女性に仕事を押しつけて定時退社している。会社の親睦行事を男性が言い出して女性に幹事役をさせるのが当たり前になっている。社内の言葉遣いも女性に対しては「おい・お前」よばかり。朝の全員ミーティングで幹事役を命令された。過去の行事では男女相部屋で宿泊したこともある。女性社員はすぐに辞めていて、若い人ばかり。辞める気持ちはないが、どうしたらよいか。
 (20代/正社員/業種不明/近畿)

職場は女性3人と、男性上司の4人で働いている。2人の女性から嫌がらせを受けている。嫌がらせの内容は、出退勤のとき挨拶しても無視され、ミーティングの時に意見を言うと、余計な事を言っているような目で見られ、後で嫌味を言われたりする。
 (40代/臨時職員/公務/東北)

セクシュアルハラスメント

2年半派遣で働いた後、正社員として採用された。先輩男性に月2回お酒を飲み誘われ、身体を触られる。「困ります」と言っているが約1年続いている。仕事を助けてもらっているので誘いを断ることができない。都合が悪いと誘いを断ると「いつならいいか」と聞かれ、拒否できない。
 (年代不明/正社員/業種不明/東海)

マタニティハラスメント

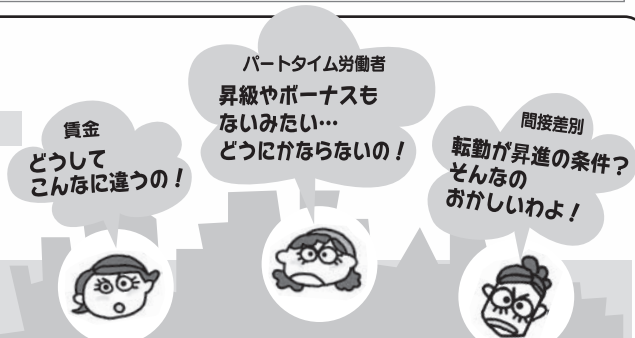
入社時に妊娠していることを会社に話し、育児休暇や職場復帰後の託児所利用のことまで了解をとっていた。先日かかりつけの医師から切迫流産の恐れがあるので来週から出産するまで入院を勧められた。会社に報告したところ、退職勧奨や嫌がらせを受けている。
 (30代/パート/医療・福祉/東海)

妊娠したので産休、育休を取りたいと思っている。上司に話すと「立ち仕事であり販売接客業務はみつともないので早めに休んでくれ」と言われた。
 (30代/正社員/卸売・小売業/関東)

「男女平等月間(6月)」

～職場・家庭・地域における男女平等参画の重要性と、男女平等推進への機運を高めよう～

- すべての働く者の均等・均衡処遇の確立
- 女性の就業継続と活躍促進
- 男女がともに働き方を見直し、仕事と家事・育児・介護を両立できる職場づくり





地球温暖化、廃棄物の増大、大気や水資源の汚染、森林の減少や土壌の劣化…。わたしたちのくらす地球の環境をめぐる諸問題が深刻化しています。このような中、一人ひとりが持続可能な地球環境の保全に向けて、主体的にアクションをおこすことが求められます。

連合は「連合エコ大賞」を新設し、みなさまの取り組みに対する表彰を通じて、「環境にやさしいライフスタイルへの見直し」をより一層進めていきます。どうぞふるってご応募ください。

2014年6月1日 応募受付スタート!

募集内容 2014年(1月～12月)に取り組んだ環境保全および節電等に関する活動

(例) 環境にやさしい10の生活、省エネ・省資源・リサイクル、植林活動、清掃活動、環境に配慮した製品の購入、産業の特性に対応した取り組み、地域性を活かした取り組み、広報・啓発活動、学習活動など

応募資格 ①組織の部
構成組織・地方連合会・加盟労組・関連団体
※組織単位は問いません。

②個人の部
連合加盟組合員、関連団体関係者およびその家族

応募期間 2014年6月1日～2015年1月31日

応募方法 ウェブ上にある、所定フォーマットへの入力による応募を原則とします。

詳しくはWebで!

URL <http://www.rengo.org/ecoaward.html>

表彰 大賞 副賞5万円相当(1件)
部門最優秀賞 副賞3万円相当(2件/組織・個人の部)
優秀賞 副賞1万円相当(5件)

※ライフスタイルを見直す環境会議にて選考を行います。
※第17回環境フォーラム(2015年6月頃)で表彰予定。

その他 ○応募の際にいただいた個人情報は、応募後の問い合わせや連絡など、応募・表彰以外の目的には一切使用いたしません。
○入賞作品は、「連合エコライフ21」ホームページに掲載させていただきます。その場合、応募作品および組織名/氏名(所属を含む)を公表いたします。

お問い合わせ先

日本労働組合総連合会(連合) 社会政策局
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11
電話 (03)-5295-0522 FAX (03)-5295-0546

詳しくは Web で!

連合エコ大賞

検索

URL <http://www.rengo.org/ecoaward.html>

主な今後のスケジュール

- ⊕連合本部
- ⊕東海ブロック
- ⊖連合三重



5月7日(水)

⊖地協月一街宣IN亀山 於:亀山市内

5月12日(月)

⊖地協専従者会議 於:三重県勤労者福祉会館

5月14日(水)～16日(金)

⊖地協書記研修会 於:連合三重事務局

5月14日(水)

⊖金属部門連絡会第2回幹事会
於:八千代工業労働組合四日市支部

5月17日(土)

⊕「安心と信頼の医療と介護」2014年中央集会
於:一ツ橋ホール

5月23日(金)

⊖組織拡大実践研修会 於:じばさん三重

5月26日(月)

⊕東海ブロックオルガナイザー研修会
於:れある(連合愛知)

6月5日(木)

⊖地協月一街宣 IN 四日市 於:四日市市内

6月9日(月)

⊖第21回連合・労福協チャリティコンペ
於:セブンスリーゴルフクラブ

6月23日(月)～26日(木)

⊖韓国光州労総来県 於:三重県内

6月23日(月)～25日(水)

⊕2014平和行動in沖縄 於:沖縄県

7月28日(月)～29日(火)

⊕東海ブロック政策研究集会 於:犬山市

安心社会づくりに向けた福祉活動に、各種団体と連携して取り組みます

N 三重県労福協

〒514-0004 津市栄町1丁目891
三重県勤労者福祉会館内
TEL 059-225-2855
FAX 059-229-4433
ホームページ <http://www.mie-rofkyo.jp>

豊かで、公正な社会づくりをめざして。

R 健康・安心・貢献 東海ろうきん

〒514-0003 津市桜橋2丁目126番地
TEL 059-224-0336
FAX 059-224-4819
ホームページ <http://tokai.rokin.or.jp>

私たちは、日本でただひとつ。はたらく人のための生活応援バンクです。

G 保障のことなら 全労済

〒514-0004 津市栄町4-259-1
TEL 059-227-6167
FAX 059-225-5069
ホームページ <http://www.zenrosai.coop>

全労済は、共済事業をととして「労働者福祉運動」をサポートします。

三重県住宅生協

〒514-8540 津市栄町1丁目891
三重県勤労者福祉会館内
TEL 059-225-0851
FAX 059-225-0337
ホームページ <http://www.mie-jsk.or.jp/>

理想の住まいづくりをカタチにする暮らしのパートナー。

STOP THE 格差社会!
暮らしの底上げ実現

いま、国会では、わたしたち働く者を守る重要な2つの法律の大きな見直しが行われようとしています！

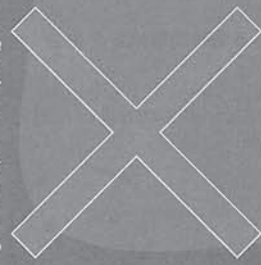
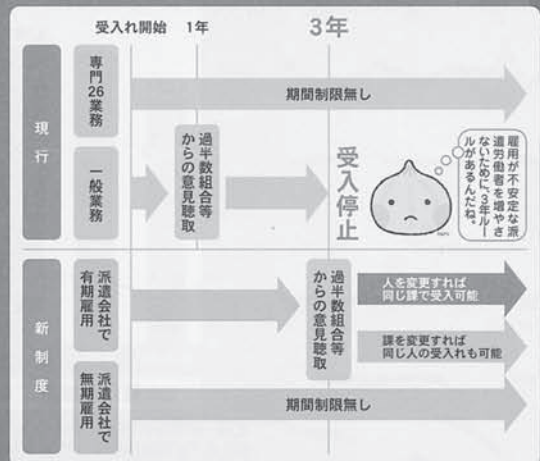
働く者を犠牲にする「成長」は

NO!

いま国会で行われようとしていること①……………派遣法改悪

「生涯」ハケンで「低賃金」を認める派遣法の見直し

ここが問題！
派遣はずっと派遣のまま働く仕組みの導入
現在の派遣法では、雇用が不安定な派遣労働者を増やさないため、派遣先が同じ仕事に続けて派遣労働者を受け入れることができる期間は「原則1年（最長3年）」というルールがあります（専門26業務は、期間制限なし）。
いま政府は、このルールを撤廃し、3年経過後も、人さえ代えれば永久的に派遣労働者を受け入れることができる制度を導入しようとしています（右図参照）。これは使い勝手が良く低賃金の派遣労働者をずっと派遣のまま働かせ、そうした人を増やそうというものです。



ここが問題！
派遣労働者の処遇改善は見送って格差は放置したまま

派遣先の社員と同じ仕事をしている派遣社員は、賃金などの労働条件が同じであるべきです。これを「均等待遇」と言いますが、いま政府は、この「均等待遇」を「日本では無理」とあっさり見送られてしまっています。

不安定雇用・低賃金の派遣労働者を増やすな!!

これ以上、雇用が不安定で低賃金の派遣労働者を増やすべきではありません！ 派遣労働者の保護のためにも、派遣可能な期間制限をきっちり整備した上で、正社員への転換を進めるためのルールをしっかりと整備すべきです。

「均等待遇」の実現!!

派遣労働者の処遇の改善のためには、「均等待遇」を実現すべきです。「均等待遇」は世界の常識であり、なぜ日本だけ無理なのでしょうか？



派遣労働者のホンネ!

- 派遣労働を選んだ理由
正社員として働きたいが、職が見つからなかったから
38.8%
- 今後希望する働き方
正社員として働きたい
60.7%

厚生労働省「派遣労働者実態調査」インターネット調査(2013年3月)